証券コード　8089
平成29年６月９日

株　主　各　位

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号
すてきナイスグループ株式会社
代表取締役社長　日　暮　　清

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後５時までに到着するべくご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
２．場　　所　川崎市幸区堀川町580番地
　ソリッドスクエア　地下１階　ホール
３．目的事項
報告事項
１．第68期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第68期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　取締役11名選任の件
第４号議案　買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　事業報告の「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第19条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.suteki-nice.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。このため、本添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し監査した対象の一部であります。
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、設備投資に持ち直しの動きがみられるなど緩やかな回復基調が続きました。住宅関連業界におきましては、貸家の着工戸数が８年ぶりの40万戸を超える水準となったことなどにより、新設住宅着工戸数は前期比5.8%増の97万4千戸となり、持家の着工戸数は住宅ローン金利が低位安定していたことなどを背景に前期比2.6％増の29万1千戸となりました。

このような状況のなか、当社グループは「お客様の素適な住まいづくりを心を込めて応援する企業を目指します」という経営理念のもと、地震に強く安全・安心で、人や環境にもやさしい住まいの普及に向けた提案をお客様およびお取引先様に行ってまいりました。

この結果、当期の売上高は2,464億10百万円（前期比3.3%増）となりました。経常利益は11億43百万円（前期比6.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億73百万円（前期比2.7%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

（建築資材事業）

建築資材事業では、地震に強い家づくり、環境、健康、高齢者等に配慮した新築住宅およびリフォームに関する情報を幅広く発信する住宅総合展示会「住まいの耐震博覧会」を名古屋、仙台、京都、福岡、東京で開催し、14万8千名を超える方々にご来場いただきました。また、「住まいの耐震博覧会」内に設けていた木材ブースを「木と住まいの大博覧会」として発展・独立させ、林野庁や（公社）国土緑化推進機構などの後援のもと、木造住宅、中大規模木造建築物、木を用いたインテリア、「木育」などについて楽しみながら学び、親しめる木材総合展示会も併せて開催しました。「公共建築物等木材利用促進法」の施行以降、公共・民間の建築物の木造化や木質化の促進が図られるなか、木造建築事業への積極的な展開をしております。

これらの結果、本事業の売上高は1,692億29百万円（前期比0.8%増）となりました。

（住宅事業）

一戸建住宅部門では、耐震性、省エネルギー性、維持管理更新の容易性や耐久性能のいずれにおいても国が定める長期優良住宅の最高等級以上の高性能・高品質を実現した木造の企画型注文住宅「パワーホーム ～Super High Quality & Good Price ～」、パワーホームのノウハウを生かして東北復興応援型住宅として開発した「フェニーチェホーム」を供給しています。また、沖縄県においてはパワーホームのノウハウを生かしながら地域特性に合った「プレステージホーム」を開発、供給し始めました。なお、昨年４月に発足した建築物省エネルギー性能表示制度「ＢＥＬＳ」における最高ランク取得件数は243件となりました。当期における一戸建住宅の売上計上戸数は831戸(前期比13.4%増)となり、売上高は319億85百万円（前期比24.2%増）となりました。また、契約済未計上戸数は184戸（前期比10.2%増）となりました。

マンション部門では、供給する分譲マンションは全て免震構造を採用する方針とし、「Noblesse（ノブレス）」ブランドとして安全・安心で快適な暮らしと地域の発展に努めています。当期におけるマンションの売上計上戸数は492戸（前期比13.4%増）となり、売上高は212億56百万円（前期比8.1%増）となりました。

管理その他の部門の売上高は162億27百万円（前期比0.4%減）となりました。

これらの結果、本事業の売上高は694億68百万円（前期比12.6%増）となりました。

（その他の事業）

その他の事業には、建築工事事業、ホームセンター事業、一般放送事業（有線テレビ放送事業）等の生活関連サービス事業等が含まれます。一般放送事業では、横浜市・川崎市のサービス提供エリアにおける各種放送コンテンツの提供に加え、お客様に対するさまざまな生活関連サービス等を提供しております。

その他の事業の売上高は77億13百万円（前期比14.5%減）となりました。

事業別売上高

事業別		第68期(当期) 平成29年３月期	第67期 平成28年３月期	増減率 (△は減)
事業	部門	金額	金額	
		百万円	百万円	%
建築資材事業	建築資材	169,229	167,858	0.8
住宅事業	一戸建住宅	31,985	25,755	24.2
	マンション	21,256	19,669	8.1
	管理その他	16,227	16,295	△0.4
	小計	69,468	61,720	12.6
その他の事業	その他	7,713	9,022	△14.5
合計		246,410	238,601	3.3

② 設備投資の状況

北海道苫小牧市における物流センターの新設や滋賀県野洲市における既存施設の増築工事のほか、一般放送事業にかかる設備の新設および改修工事など、総額28億23百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

財務運営の一層の強化を図るとともに、機動的かつ安定的な資金調達を行うため、主要取引金融機関との間でコミットメントライン契約(総額100億円)を締結いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成28年６月10日付で、ホームセンター事業を営む株式会社エンチョー(本社:静岡県)の株式を1,235,000株(出資比率9.0%)取得いたしました。

当社100%出資子会社であるナイス株式会社が平成28年11月17日付で、一戸建住宅および社寺建築事業を営む菊池建設株式会社(本社:横浜市)の全株式を取得し、当期から同社を連結の範囲に含めました。

⑵ 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第65期 平成26年３月期	第66期 平成27年３月期	第67期 平成28年３月期	第68期(当期) 平成29年３月期
売　上　高（百万円）	270,622	235,775	238,601	246,410
経　常　利　益（百万円）	1,890	496	1,219	1,143
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,030	488	557	573
１株当たり当期純利益（円）	10.84	5.20	5.95	6.11
総　資　産（百万円）	173,264	178,360	175,688	181,200
純　資　産（百万円）	43,905	45,877	44,625	46,138

（注）当期の状況につきましては、前記⑴「①　事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

⑶ 対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、緩和的な金融環境や政府による大型経済対策による財政支出、オリンピック・パラリンピック関連需要の本格化などを背景に、企業の設備投資や個人消費は引き続き底堅く推移すると考えられます。住宅関連業界におきましては、国による住宅取得促進策が継続されるうえ、住宅ローン金利が低位で推移している一方で、建築費や労務費の高止まりなどの収益の圧迫要因に加え、人口・世帯数の減少と単身・高齢世帯の増加など住宅の需要構造が大きく変化しており、経営環境としては予断を許さない状況が続くものと思われます。

このような状況のなか、当社グループは「お客様の素適な住まいづくりを心を込めて応援する企業を目指します」という経営理念に則り、安全・安心かつ人・環境に優しい住まいの普及に努めるとともに、「木」と「住まい」の領域における当社グループの強みを生かし、営業・販売体制の強化および商品開発の推進等を通じて収益性の向上を図ります。

①　「木」と「住まい」におけるグループ総合力を生かした事業基盤の構築

・当社グループはルーツである木材事業において、国内・海外調達のみならず、商品開発、利用提案、生産、加工、流通、設計技術・施工に至る幅広い木材産業領域を網羅する強みを最大限に生かし、住宅および関連事業分野においてその優位性を発揮できる商品・サービス等を確立するとともに、これを強力に展開する基盤を構築いたします。

・高い耐震性能を発揮できる合理化工法「パワービルド工法」とグループ内に有する木造伝統技術を有効に生かすとともに、省エネルギー、断熱、バリアフリーなど国が推進する住宅施策にも積極的に対応し、将来あるべき住まいをグループ内だけでなく、広く取引先等にも展開することで最終消費者であるお客様の素適な住まいづくりに貢献できる体制を推進いたします。

② 建築資材事業の重点戦略

・長期優良住宅やネット・ゼロ・エネルギー・ハウスをはじめ、国が推進するさまざまな施策を全国の主要取引先様が取り込み、最終消費者であるお客様に対して容易にご提案できるような付加価値の高い仕組み・サービス等の充実と拡充を図ります。

・営業・拠点体制の再構築と業務体制の合理化・効率化、人材育成強化およびシステムの更新、再整備など、事業・組織体制の全体最適化と活性化を推進いたします。

③ 住宅事業の重点戦略

・一戸建住宅・パワーホーム事業においては、拠点展開と営業・販売体制の強化、次世代商品の開発、安全衛生管理体制の推進、業務の合理化・効率化など体制の再構築を図ることで、収益力の高い事業基盤を確立いたします。

・首都圏・関東、東北、その他の地域においてそれぞれの市場性と収益性に重点を置いた最適な事業体制の構築と資源の再配分等を行い、競争力の強化と業績の向上を図ります。

・安全・安心（一戸建住宅における耐震等級3、マンションにおける免震構造）、丈夫で長持ち（長期優良住宅を超える性能）、省エネルギーかつ健康・快適（スマートウェルネス住宅）など、お客様に信頼され、支持されるブランディング戦略の再構築を推進いたします。

④ 建設事業、ストック型事業および海外事業の展開

・建設事業においては「木」にかかわるグループの総合力を最大限に生かし、木構造施設等の設計・施工の分野における事業基盤を確立するとともに、施工実績を増やしてまいります。

・ストック型事業においては首都圏を中心としたマンション・一戸建住宅の管理体制の充実を図るとともに、居住される皆様に対して生涯にわたってお役立ちできるサービスの構築と提案を推進いたします。また、建築資材事業、住宅事業、建設事業など各領域におけるリフォームのビジネスチャンスを積極的に取り込むとともに、事業化を推進いたします。

・海外事業においては、「パワービルド工法」および当社グループが保有する建築技術・ノウハウが生かせる国、エリア等を見極めるとともに、将来を見据え、建築資材事業、住宅事業の両面からのアプローチによる最適な事業体制・基盤を構築いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

⑷ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ナイス株式会社	百万円 9,000	% 100.0	建築資材の販売 住宅の販売・仲介
ステキホームホールディングス株式会社	300	100.0	中間持株会社
ナイスホーム株式会社	100	－	一戸建住宅の分譲・請負
ナイスコミュニティー株式会社	180	100.0	マンション等の総合管理
横浜不動産情報株式会社	100	70.0	不動産の仲介
ＹＯＵテレビ株式会社	2,726	62.9	一般放送等

（注）１．ステキホームホールディングス株式会社は、住宅の販売を行う子会社を管理する中間持株会社であります。
２．ナイスホーム株式会社は、ステキホームホールディングス株式会社の100％子会社であります。
３．当社連結子会社は上記の重要な子会社６社を含む46社、持分法適用関連会社は３社であります。

⑸ 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループは、建築資材全般の販売、一戸建住宅・マンションの販売、マンション等の総合管理、不動産の仲介・賃貸、建築工事を主な事業としているほか、これらに付帯するサービス業等を営んでおります。

各事業の概要は次のとおりであります。

事業	部門	主要な事業内容
建築資材事業	建築資材	木材製品・建材・住宅設備機器等の製造・販売 木材市場の経営
住宅事業	一戸建住宅 マンション管理その他	一戸建住宅の販売、マンション等の総合管理・内装工事 マンションの販売、不動産の仲介・賃貸
その他の事業	その他	建築工事 ソフトウェアの開発・販売 一般放送等

⑹ 主要な事業所（平成29年３月31日現在）

① 当社の本社

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号

② 主要な子会社の事業所

会社名	事業	事業所
ナイス株式会社 本社（横浜市鶴見区）	建築資材事業	（北海道）札幌 （東　北）盛岡・宮城・仙台・山形・郡山 （関　東）石岡・宇都宮・前橋・埼玉・越谷 千葉北・柏・新木場・千住・多摩・東大和 相模原・横浜・鶴見・幸浦・小田原 （中　部）新潟・北陸・甲府・長野・松本・沼津・静岡・浜松 岡崎・名古屋・小牧 （近　畿）三重・滋賀・京都・大阪・加西 （中　国）岡山・広島 （四　国）徳島・香川・松山 （九　州）北九州・福岡・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島 （沖　縄）沖縄
	住宅事業	（東　北）仙台 （関　東）大崎・品川・大森・蒲田・川崎・武蔵小杉・溝の口 鶴見・綱島・菊名・星川・上大岡
ナイスホーム株式会社	住宅事業	本社（横浜市鶴見区）・仙台・郡山・宇都宮・群馬 鶴見・二俣川・新潟・浜松・豊田・名古屋東・京都・関西
ナイスコミュニティー株式会社	住宅事業	本社（横浜市鶴見区）・仙台・宇都宮・埼玉・東京・木場 武蔵野・横浜・港北・港南・湘南・浜松
横浜不動産情報株式会社	住宅事業	本社（横浜市西区）
ステキホームホールディングス株式会社	その他の事業	本社（横浜市鶴見区）
ＹＯＵテレビ株式会社	その他の事業	本社（横浜市鶴見区）

⑺ 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

事業	使用人数	前期末比増減
建築資材事業	1,017名	44名減
住宅事業	940名	118名増
その他の事業	293名	56名増
全社（共通）	108名	9名減
合計	2,358名	121名増

（注）１．使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
２．全社(共通)は、総務および財務等の管理部門の使用人であります。

⑻ 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社横浜銀行	19,517
株式会社みずほ銀行	15,670
株式会社りそな銀行	6,807
農林中央金庫	6,480

2．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　290,696,000株

⑵ **発行済株式の総数**　93,803,910株（自己株式2,757,285株を除く。）

⑶ **株主数**　5,782名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社横浜銀行	4,647	4.95
株式会社みずほ銀行	4,639	4.94
株式会社りそな銀行	3,339	3.55
明治安田生命保険相互会社	3,215	3.42
ナイス従業員持株会	2,783	2.96
平田恒一郎	2,292	2.44
パナソニック株式会社	2,101	2.23
吉野石膏株式会社	2,100	2.23
西村滋美	2,024	2.15
株式会社ＬＩＸＩＬ	1,934	2.06

（注）持株比率は、自己株式2,757,285株を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称（発行日）	新株予約権の行使期間	区分	保有者数	保有数	目的である株式の数	発行価額	行使価額	行使条件
第１回新株予約権（平成20年７月23日）	平成20年７月24日～平成50年７月23日	取締役	１名	４個	4,000株	無償	１株あたり１円	（注）１
		監査役	２名	２個	2,000株			

（注）１．第１回新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の行使期間内において、当社取締役については当社取締役、当社監査役については当社監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、一旦当社の取締役または監査役の地位を喪失して10日を経過した以上、その後再度就任して取締役または監査役の地位を喪失しても新株予約権を行使することはできない。

② 新株予約権者は、本件新株予約権を一括してのみ行使することができる。

③ 新株予約権者の相続人は、一定の条件に従い、新株予約権を行使できる。

２．社外取締役の保有状況

発行日において、社外取締役を選任しておりませんので該当はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成29年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重　要　な　兼　職　の　状　況
平　田　恒一郎	代表取締役会長 兼最高経営責任者 （ＣＥＯ）	ナイス株式会社代表取締役社長 ステキホームホールディングス株式会社代表取締役社長 ナイスホーム株式会社代表取締役会長 横浜不動産情報株式会社代表取締役社長 ＹＯＵテレビ株式会社代表取締役会長 ナイスコンピュータシステム株式会社代表取締役会長
日　暮　　清	代表取締役社長	テクノワークス株式会社代表取締役社長
倉　迫　益　造	取　締　役	ナイスコミュニティー株式会社取締役会長
杉　田　理　之	取　締　役	
大　野　　弘	取　締　役	
平　田　潤一郎	取　締　役	ＹＯＵテレビ株式会社代表取締役社長 ナイスコンピュータシステム株式会社代表取締役社長
木　暮　博　雄	取　締　役	
勝間田　清　敏	取　締　役	ナイスホーム株式会社代表取締役社長
大　平　浩　二	取　締　役	明治学院大学経済学部教授
横　田　純　典	取　締　役	
高　島　章　生	常勤監査役	
西　　裕　史	常勤監査役	
髙　田　　恒	監　査　役	一般財団法人消防防災科学センター理事長
渡　部　直　樹	監　査　役	慶應義塾常任理事
小　林　　一	監　査　役	一般財団法人地域開発研究所理事

（注）１．常勤監査役西裕史氏は、平成28年６月29日開催の第67回定時株主総会で選任され、就任いたしました。

２．取締役大平浩二、横田純典の各氏は、社外取締役であり、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

３．監査役髙田恒、渡部直樹、小林一の各氏は、社外監査役であり、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

４．常勤監査役高島章生氏は、当社および当社子会社の財務経理部門を長年にわたり統括した経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．常勤監査役西裕史氏は、当社および当社子会社の財務経理部門に在籍した経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

⑵ 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時地位および担当ならびに重要な兼職の状況
神長博志	平成28年6月29日	任期満了	常勤監査役
平田潤一郎	平成29年3月31日	辞任	取締役 ＹＯＵテレビ株式会社 代表取締役社長 ナイスコンピュータシステム株式会社 代表取締役社長

⑶ 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
	名	百万円
取締役	10	120
（うち社外取締役）	(2)	(14)
監査役	6	37
（うち社外監査役）	(3)	(22)
合計	16	157
（うち社外役員）	(5)	(37)

⑷ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	大平浩二	明治学院大学	教授
監査役	髙田 恒	一般財団法人消防防災科学センター	理事長
監査役	渡部直樹	慶應義塾	常任理事
監査役	小林 一	一般財団法人地域開発研究所	理事

（注）上記各氏の兼職する法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況
取締役会および監査役会への出席状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	大平浩二	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、民間企業における社外取締役の経験と長年の経営学の研究を通じた見識を活かした発言を行っております。
取締役	横田純典	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、金融機関等における職務を通じて培われた経済および経営全般に関する見識を活かした発言を行っております。
監査役	髙田 恒	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、行政に携わった経験を活かした発言を行っております。また、監査役会には５回全てに出席し、意見交換や監査事項の協議等適宜行っております。
監査役	渡部直樹	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、長年の経営組織論の研究と慶應義塾常任理事としての職務を通じた見識を活かした発言を行っております。また、監査役会には５回全てに出席し、意見交換や監査事項の協議等適宜行っております。
監査役	小林 一	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、全国の都市整備事業に関わった経験と知識を活かした発言を行っております。また、監査役会には５回全てに出席し、意見交換や監査事項の協議等適宜行っております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、社外役員全員と締結している責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する会社法第423条第１項の責任については、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

５．会計監査人の状況

⑴　名称　　監査法人　原会計事務所

⑵　報酬等の額

	支　払　額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、これに同意いたしました。

⑶　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当し、適当な監査を期待しがたいと認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するものとし、この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告することとします。

6．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、グループ企業理念に基づいて企業運営を行い、誠実に遂行するために当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、これを携帯用カードとして全役職員に配布し、常時携帯させ、周知徹底に努める。

ロ．法令の知識及び法令遵守の必要性の周知徹底のため、必要に応じ研修を実施する。

ハ．業務遂行における法令の遵守状況を把握するため、計画的に内部監査を実施する。

ニ．コンプライアンス体制については、内部統制室において、適法かつ適正な経営に向けての検討並びに指導を行う。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、適切に文書又は電磁的記録を作成し、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の企業運営に内在するリスクについては、その防止のために必要な社内規程や諸規則を整備し、これに基づく業務遂行を徹底するほか、随時、リスクの把握とその顕現化の予防に努めるものとする。なお、損失の危険の管理に関する整備状況及び新たに発生したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告又は対応を決定する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるため、取締役会規則に従い、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図る。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、法令、定款並びに社内規程の遵守を徹底する。

ロ．主要なグループ企業に関しては、毎月開催される当社の取締役会において、事業活動や月次実績等を報告するほか、その他のグループ企業についても、定期的に当社の取締役会において事業や決算の報告等を行う。

ハ．当社の取締役又は重要な使用人を、取締役若しくは監査役としてグループ企業に派遣する。

ニ．主要なグループ企業の取締役と当社代表取締役をメンバーとしたグループ連絡会を随時開催し、重要事項に関する検討や報告、意見交換を行い、情報の共有化を図る。

ホ．主要なグループ企業で定期的に開催されるコンプライアンス推進委員会において、当社のグループ総合企画部は内部統制に関わる事案を集約するとともに、具体的な課題や問題に対し、その対策や予防措置を指導するなど、業務の適正な運営を図る。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現状、当社において監査役の職務を補助すべき専属の使用人は設置していないが、今後、監査役から設置を求められた場合には、監査役と協議のうえ、必要な業務量に応じて監査役の業務を補助する使用人を設置することとし、人選及び配置転換等については監査役の意見を尊重して決定するものとする。また、補助する使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社及びその子会社の取締役は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告するとともに、監査役の往査による指摘事項に関する対応策について、取締役会において適宜結果を報告する。

ロ．当社及びその子会社の使用人についても、監査役から報告を求められた事項について速やかに報告するよう徹底する。

ハ．監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がその費用を負担する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、監査役会は代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。

⑩　前記各項において定めた事項の実施状況については、適宜取締役、監査役に周知するものとする。

なお、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制については、次のとおり定めております。

①　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、企業としての社会的責任を全うするため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない。

②　反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ．当社グループは、反社会的勢力及び団体への対応を当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」に定め、役職員に対し、周知徹底を図る。

ロ．グループ総合企画部を対応窓口として、管轄警察署・暴力追放推進センター等の外部専門機関や顧問弁護士等と平素から連携を図り、事案に応じて対応する。

⑵ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① **コンプライアンスに関する取組み**

・当社グループ全役職員に配布し、常時携帯させることとしている「ナイスグループ行動基準」につき、新たに入社した職員に対しても研修を通じて、その周知徹底を図りました。

・業務遂行における法令の遵守状況を把握するため、内部統制室において、子会社を含め監査を実施し、その結果を取締役会に報告のうえ、必要に応じて改善提言を行いました。

② **損失の危険の管理に対する取組み**

・当事業年度において、リスク管理委員会を４回開催し、社内規程や諸規則に基づく業務遂行の徹底と、リスクの把握及びその顕現化の予防に努めました。

・情報管理においては、情報セキュリティー方針に則り、定例会を12回開催し、情報資産の安全な管理、運用の徹底を図るとともに社員教育も実施しました。

・グループ各社横断的なメンバーで構成された中央安全衛生委員会を12回開催し、施工現場や工場等における安全衛生管理の向上を図りました。

・リスクマネジメント体制及び新たに発生したリスクは、事案と状況に応じて取締役会に報告しました。

③ **取締役の職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組み**

・取締役会規則に従い、取締役会を毎月１回開催したほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の審議、決定と主要な部門、グループ企業を担当する取締役からの職務執行状況等の報告を行いました。

・法令及び社内規程に従い、取締役会議事録、担当取締役等の決裁書類等を作成、保存、管理し、取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧、点検しました。

④ **企業集団における業務の適正性に関する取組み**

・毎月１回開催される当社の取締役会において、グループ企業の事業の状況や決算の報告を行ったほか、主要なグループ企業の取締役と当社代表取締役をメンバーとしたグループ情報連絡会を原則として毎週開催し、重要事項に関する検討や報告、意見交換を行い、情報の共有化を図りました。

・当事業年度において主要なグループ企業が出席するコンプライアンス推進委員会を４回開催し、グループ総合企画部が、内部統制に関わる事案を集約のうえ、具体的な課題や問題に対して、その対策や予防措置を指導するなど、業務の適正な運営を図りました。

⑤ **監査役監査の実効性の確保**

・監査役は、監査役会のほか、取締役会、グループ連絡会など重要な会議に出席し、各種報告を受けるとともに、適宜情報収集に努めました。

・当事業年度において監査役会は、代表取締役及び会計監査人との意見交換会を開催するなど、監査の実効性の向上を図りました。

・監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、監査役の請求に従い、職務の執行に必要な範囲で負担しました。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**108,789**	**流動負債**	**82,788**
現金及び預金	19,809	支払手形及び買掛金	37,544
受取手形及び売掛金	29,989	短期借入金	33,921
		一年内償還予定の社債	840
商品	7,977	未払法人税等	609
販売用不動産	42,650	繰延税金負債	24
		賞与引当金	1,062
未成工事支出金	1,493	その他	8,786
繰延税金資産	278	**固定負債**	**52,274**
		社債	2,640
その他	6,629	長期借入金	35,630
貸倒引当金	△39	繰延税金負債	1,612
		再評価に係る繰延税金負債	3,260
固定資産	**72,411**	退職給付に係る負債	1,132
有形固定資産	**47,871**	資産除去債務	78
		その他	7,919
建物及び構築物	11,288	**負債合計**	**135,062**
土地	32,352	（純資産の部）	
		株主資本	**40,839**
その他	4,230	**資本金**	**22,069**
無形固定資産	**1,096**	**資本剰余金**	**15,665**
		利益剰余金	**3,778**
投資その他の資産	**23,443**	**自己株式**	**△674**
		その他の包括利益累計額	**3,133**
投資有価証券	15,378	**その他有価証券評価差額金**	**2,666**
長期貸付金	2,666	**繰延ヘッジ損益**	**△22**
退職給付に係る資産	2,014	**土地再評価差額金**	**166**
		為替換算調整勘定	**△507**
繰延税金資産	309	**退職給付に係る調整累計額**	**831**
その他	3,291	**新株予約権**	**1**
		非支配株主持分	**2,164**
貸倒引当金	△218	**純資産合計**	**46,138**
資産合計	**181,200**	**負債純資産合計**	**181,200**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**246,410**
売上原価		**214,466**
売上総利益		**31,944**
販売費及び一般管理費		**30,425**
営業利益		**1,518**
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	248	
持分法による投資利益	140	
その他	418	842
営業外費用		
支払利息	1,106	
その他	111	1,218
経常利益		**1,143**
特別利益		
投資有価証券売却益	142	142
特別損失		
固定資産除売却損	42	
投資有価証券売却損	3	
店舗閉鎖損失	59	105
税金等調整前当期純利益		**1,180**
法人税、住民税及び事業税	796	
法人税等調整額	△405	390
当期純利益		**789**
非支配株主に帰属する当期純利益		216
親会社株主に帰属する当期純利益		**573**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日残高	22,069	15,650	3,714	△673	40,761
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△375		△375
親会社株主に帰属する当期純利益			573		573
自己株式の取得				△1	△1
連結範囲の変動			△133		△133
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		14			14
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	14	64	△1	78
平成29年３月31日残高	22,069	15,665	3,778	△674	40,839

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成28年４月１日残高	1,579	△37	166	△493	583	1,798	1	2,064	44,625
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△375
親会社株主に帰属する当期純利益									573
自己株式の取得									△1
連結範囲の変動									△133
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									14
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,086	14	－	△14	247	1,334	－	99	1,434
連結会計年度中の変動額合計	1,086	14	－	△14	247	1,334	－	99	1,512
平成29年３月31日残高	2,666	△22	166	△507	831	3,133	1	2,164	46,138

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**33,164**	**流動負債**	**32,204**
現金及び預金	1,447	短期借入金	31,073
前払費用	88	一年内償還予定の社債	840
関係会社短期貸付金	31,375	未払金	54
その他	251	未払法人税等	91
固定資産	**89,937**	未払費用	78
有形固定資産	**38,625**	前受金	11
建物	6,402	預り金	3
構築物	415	前受収益	17
機械及び装置	1,325	賞与引当金	10
車両運搬具	4	繰延税金負債	21
什器備品	25	その他	3
立木造林	310	**固定負債**	**38,963**
土地	29,979	社債	2,640
建設仮勘定	162	長期借入金	32,101
無形固定資産	**78**	繰延税金負債	823
ソフトウェア	78	再評価に係る繰延税金負債	3,260
投資その他の資産	**51,233**	資産除去債務	44
投資有価証券	10,969	その他	93
関係会社株式	27,590	**負債合計**	**71,167**
関係会社長期貸付金	12,520	（純資産の部）	
長期前払費用	18	**株主資本**	**49,156**
その他	148	**資本金**	**22,069**
貸倒引当金	△13	**資本剰余金**	**15,650**
		資本準備金	10,596
		その他資本剰余金	5,054
		利益剰余金	**12,110**
		その他利益剰余金	12,110
		特別償却準備金	388
		土地圧縮積立金	197
		償却資産圧縮積立金	372
		別途積立金	5,000
		繰越利益剰余金	6,152
		自己株式	**△674**
		評価・換算差額等	**2,776**
		その他有価証券評価差額金	**2,658**
		土地再評価差額金	**117**
		新株予約権	**1**
		純資産合計	**51,934**
資産合計	**123,101**	**負債純資産合計**	**123,101**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**2,611**
営業費用		**2,234**
営業利益		**376**
営業外収益		
受取利息	744	
受取配当金	221	
その他	64	1,029
営業外費用		
支払利息	745	
社債利息	14	
その他	28	788
経常利益		**618**
特別利益		
投資有価証券売却益	89	89
特別損失		
関係会社株式評価損	23	
固定資産除売却損	6	30
税引前当期純利益		**677**
法人税、住民税及び事業税	147	
法人税等調整額	△89	58
当期純利益		**618**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
					特別償却準備金	土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成28年４月１日残高	22,069	10,596	5,054	15,650	486	197	447	5,000	5,736	11,867	△673	48,914
当期変動額												
剰余金の配当									△375	△375		△375
当期純利益									618	618		618
特別償却準備金の取崩					△98				98	－		－
償却資産圧縮積立金の取崩							△74		74	－		－
自己株式の取得											△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	－	－	－	－	△98	－	△74	－	416	243	△1	242
平成29年３月31日残高	22,069	10,596	5,054	15,650	388	197	372	5,000	6,152	12,110	△674	49,156

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成28年４月１日残高	1,584	117	1,701	1	50,617
当期変動額					
剰余金の配当					△375
当期純利益					618
特別償却準備金の取崩					－
償却資産圧縮積立金の取崩					－
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,074	－	1,074	－	1,074
当期変動額合計	1,074	－	1,074	－	1,317
平成29年３月31日残高	2,658	117	2,776	1	51,934

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月12日

すてきナイスグループ株式会社

取締役会　御中

監査法人　原会計事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　島崎義司　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　六本木浩嗣　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、すてきナイスグループ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すてきナイスグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月12日

すてきナイスグループ株式会社

取締役会　御中

監査法人 原会計事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　島崎義司 ㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　六本木浩嗣 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、すてきナイスグループ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社の主要な事業所に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月12日

すてきナイスグループ株式会社　監査役会

常勤監査役　高　島　章　生　㊞

常勤監査役　西　　裕　史　㊞

社外監査役　髙　田　　恒　㊞

社外監査役　渡　部　直　樹　㊞

社外監査役　小　林　　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

剰余金処分につきましては、今後の成長と競争力強化のための資金需要を勘案しつつ、株主の皆様への配当を安定的かつ継続して行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、平成29年３月31日現在の株主様への第68期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金４円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は375,215,640円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　株式併合の件

１．株式の併合を行う理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

この変更に際して、当社株式の売買単位の水準を維持するため、10株を１株にする株式の併合を行うとともに、株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数についても現行の290,696千株から29,069千株に変更いたしたいと存じます。

なお、単元株式数の変更につきましては、本議案を原案どおりご承認いただくことを条件として、平成29年10月１日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更する旨の取締役会決議をしております。

２．株式併合の内容

(1) 併合の割合
当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。
なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(2) 株式の併合がその効力を生じる日（効力発生日）
平成29年10月１日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数
29,069千株
なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第２項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

(4) その他
その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第３号議案　取締役11名選任の件

現在の取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、グループ全体の経営体制と事業基盤の一層の強化を図るため、新たな社外取締役１名を含め、２名増員し、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	平田　恒一郎（ひらた　こういちろう） (昭和23年４月17日生)	昭和52年６月　当社入社 昭和57年３月　当社取締役 昭和60年３月　当社常務取締役 昭和62年１月　当社専務取締役 昭和63年６月　当社代表取締役社長 平成19年10月　当社代表取締役社長 ナイス株式会社代表取締役社長 平成22年６月　ナイス株式会社代表取締役社長 現在に至る 平成27年６月　当社代表取締役会長 兼最高経営責任者（ＣＥＯ） 現在に至る （重要な兼職の状況） ナイス株式会社代表取締役社長 ステキホームホールディングス株式会社代表取締役社長 ナイスホーム株式会社代表取締役会長 横浜不動産情報株式会社代表取締役社長 ＹＯＵテレビ株式会社代表取締役会長兼社長 ナイスコンピュータシステム株式会社代表取締役会長兼社長	2,292,862株
		（取締役候補者とした理由） 当社および主要な子会社の経営において、代表取締役として強いリーダーシップで経営をリードしております。現在は、代表取締役会長兼最高経営責任者としてグループ統治の指揮を執り経営の中枢を担っており、これまでの経験と実績を踏まえ引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
2	日暮 清（ひぐらし きよし） （昭和26年10月30日生）	昭和52年４月　当社入社 平成14年６月　当社取締役執行役員 資材事業本部副本部長 平成19年７月　当社取締役執行役員 経営推進本部副本部長 平成19年10月　当社取締役 平成22年１月　ナイス株式会社取締役 現在に至る 平成22年６月　当社代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） テクノワークス株式会社代表取締役社長	82,856株
		（取締役候補者とした理由） 住宅資材事業のほか、人事や財務部門を歴任するなど豊富な経験と実績を有していることに加え、持株会社の代表取締役として経営の監督を適切に行っております。今後も高い見識を活かしたグループ統治を期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。	
3	倉迫 益造（くらさこ ますぞう） （昭和20年11月17日生）	昭和43年３月　当社入社 昭和63年５月　ナイスコミュニティー株式会社 取締役 平成２年６月　当社取締役コンサルティング 事業部長 平成９年６月　ナイスコミュニティー株式会社 代表取締役社長 平成22年６月　当社取締役 現在に至る 平成27年６月　ナイスコミュニティー株式会社 取締役会長 現在に至る （重要な兼職の状況） ナイスコミュニティー株式会社取締役会長	31,000株
		（取締役候補者とした理由） 関連会社の代表取締役としての経験に加え、人事、企画等の経験も有していることから、持株会社として求められるグループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
4	杉田 理之（すぎた まさゆき） (昭和33年2月14日生)	昭和58年４月　当社入社 平成17年１月　当社資材事業本部執行役員 平成19年11月　ナイス株式会社 取締役執行役員 資材事業本部副本部長 平成22年１月　同社取締役執行役員 資材事業本部長 平成22年６月　当社取締役 現在に至る 平成23年６月　ナイス株式会社 取締役常務執行役員 資材事業本部長 現在に至る	33,000株
		（取締役候補者とした理由） 当社グループのセグメントである建築資材事業において強みを発揮することができ、かつ優れた経営管理能力を有していることから、持株会社として求められるグループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	
5	大野 弘（おおの ひろし） (昭和31年2月27日生)	昭和53年４月　当社入社 平成19年10月　ナイス株式会社 経営推進本部秘書室長 平成19年11月　同社経営推進本部執行役員 秘書室長 平成22年１月　同社取締役執行役員 経営推進本部副本部長 平成22年６月　当社取締役 現在に至る 平成26年６月　ナイス株式会社 取締役常務執行役員 経営推進本部副本部長 現在に至る	58,000株
		（取締役候補者とした理由） 当社グループの経理財務部門を統括する豊富な知識と経験を有し、かつ優れた経営管理能力を有していることから、持株会社として求められるグループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
6	木暮博雄（こぐれひろお） （昭和32年７月27日生）	昭和57年４月　当社入社 平成24年４月　ナイス株式会社 住宅事業本部執行役員 首都圏営業部長 平成24年６月　同社取締役執行役員 住宅事業本部副本部長 平成25年５月　同社取締役執行役員 住宅事業本部長 兼事業開発本部副本部長 平成25年６月　当社取締役 現在に至る 平成26年４月　ナイス株式会社 取締役常務執行役員 住宅事業本部長 兼事業開発本部副本部長 現在に至る	17,000株
		（取締役候補者とした理由） 当社グループのセグメントである住宅事業を包括的に管理する豊富な知識と経験を有し、かつ優れた経営管理能力を有していることから、持株会社として求められるグループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
7	勝間田 清敏（かつまた きよとし） （昭和31年4月21日生）	昭和55年４月　当社入社 平成19年４月　当社資材事業本部執行役員 平成20年10月　ナイス株式会社 取締役執行役員 資材事業本部副本部長 平成23年６月　同社取締役執行役員 資材事業本部副本部長 兼事業開発本部副本部長 平成26年４月　同社取締役常務執行役員 資材事業本部副本部長 兼事業開発本部副本部長 平成27年６月　当社取締役 現在に至る 平成28年10月　ナイス株式会社専務取締役 建設事業本部長 現在に至る	27,000株
		（取締役候補者とした理由） 当社グループの海外事業への取り組みや建築工事事業において強みを発揮することができ、かつ優れた経営管理能力を有していることから、持株会社として求められるグループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
8	五十君（いそぎみ） 康幸（やすゆき） （昭和35年２月14日生）	昭和57年４月　当社入社 平成20年４月　ナイス株式会社 住宅事業本部執行役員 企画宣伝部長 平成22年６月　同社取締役執行役員 住宅事業本部副本部長 平成25年５月　同社取締役執行役員 住宅事業本部副本部長 兼事業開発本部副本部長 平成26年４月　ナイス株式会社 取締役常務執行役員 住宅事業本部副本部長 兼事業開発本部副本部長 平成29年５月　ナイス株式会社 取締役常務執行役員 住宅事業本部長代行 兼事業開発本部副本部長 現在に至る （重要な兼職の状況） ナイスホーム株式会社代表取締役社長	33,000株
		（取締役候補者とした理由） 当社グループのセグメントである住宅事業における工程・販売管理に強みを発揮することができ、かつ優れた経営管理能力を有していることから、持株会社として求められるグループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
9	おお ひら こう じ 大平浩二 （昭和26年11月28日生）	昭和57年４月　明治学院大学経済学部専任講師 昭和60年４月　明治学院大学経済学部助教授 平成３年４月　ドイツケルン大学客員教授 平成４年10月　明治学院大学経済学部教授 現在に至る 平成22年６月　株式会社日立物流社外取締役 平成26年６月　当社社外取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 明治学院大学経済学部教授	－　株
		（社外取締役候補者とした理由） 民間企業における社外取締役の経験と長年の経営学の研究を通じた見識を当社の経営の監督等に活かしていただいております。したがいまして、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、今後も社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。	
10	よこ た すみ のり 横田純典 （昭和23年11月５日生）	昭和47年４月　株式会社富士銀行入行 （現 株式会社みずほ銀行） 平成６年10月　同行茅ヶ崎支店長 平成８年11月　同行審査第二部審査役 平成15年５月　公益社団法人中小企業研究センター 審査部長 平成19年８月　同法人審議役 平成20年10月　国立研究開発法人新エネルギー・ 産業技術総合開発機構 専門調査員 平成27年６月　当社社外取締役 現在に至る	－　株
		（社外取締役候補者とした理由） 金融機関等における職務を通じて培われた経済および経営全般に関する見識を当社の経営の監督等に活かしていただいております。したがいまして、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、今後も社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
11	鈴木信哉（すずきしんや） （昭和32年6月27日生）	昭和56年４月　林野庁入庁 平成16年４月　同庁経営課特用林産対策室長 平成20年７月　同庁木材産業課長 平成22年７月　同庁経営企画課長 平成24年７月　同庁中部森林管理局長 平成26年４月　独立行政法人森林総合研究所理事 平成28年７月　ノースジャパン素材流通協同組合理事長 現在に至る （重要な兼職の状況） ノースジャパン素材流通協同組合理事長	－　株
		（社外取締役候補者とした理由） 長年、林業政策に携わった専門的な知識と経験を当社の経営の監督等に活かしていただきたいため、社外取締役候補者といたしました。したがいまして、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけると判断しております。	

（注）１．当社は、平成19年10月１日付にて持株会社体制に移行し、同日ナイス株式会社からすてきナイスグループ株式会社に商号を変更しております。表中のナイス株式会社は、持株会社体制に移行した際、当社の事業に関して有する権利義務と商号を承継した当社100％出資の事業子会社であります。

２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．大平浩二、横田純典、鈴木信哉の各氏は、社外取締役候補者であります。

４．大平浩二、横田純典の各氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって大平浩二氏においては３年、横田純典氏においては２年になります。

５．当社は、大平浩二、横田純典の各氏との間で会社法第423条第１項の責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、各氏が再任された場合は、本契約を継続する予定であります。また、鈴木信哉氏の選任が承認可決された場合は、当社は、同氏との間で本契約を締結する予定であります。

６．当社は、大平浩二、横田純典の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、鈴木信哉氏の選任が承認可決された場合は、新たに独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社は、平成20年６月27日開催の第59期事業年度に係る当社定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入について株主の皆様のご承認をいただき、直近では、平成26年６月27日開催の第65期事業年度に係る当社定時株主総会において、当該対応策の更新について株主の皆様のご承認をいただきました（以下、当該更新後の対応策を「現行プラン」といいます。）。現行プランの有効期間は、本総会の終結の時までとされております。

そこで、当社は、現行プランの有効期間満了に先立ち、現行プラン導入後の情勢変化等を踏まえて、現行プランの更新の是非を含めその在り方について検討してまいりました。その結果、当社は、平成29年５月12日開催の当社取締役会において、下記Ⅰの当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ(2)）として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、下記Ⅲのとおり「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を更新することを決定いたしました（以下、当該更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

つきましては、当社定款第13条の規定に基づき、本プランに従って新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様のご承認をお願い申し上げるものであります。

本プランへの更新に際しては、形式的な文言の修正を行っておりますが、その基本的な内容は現行プランと同一であります。

なお、本プランを決定した当社取締役会に先立ち、当社監査役５名（うち３名は社外監査役）の全員が、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛同する旨の意見を述べております。

記

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ．基本方針の実現に資する取り組みについて

1．企業価値の源泉について

当社は、昭和25年に関東地区で初となる、木材市売市場を運営する市売木材株式会社として創業いたしました。木材市売市場とは競りによる木材の取引・流通方式であり、公正・公平・公明な木材価格の相場形成と、迅速な売買取引を可能にしたうえ、多品種かつ大量集荷・販売を実現するものであったことから、戦後の住宅復興期の旺盛な木材需要に応える流通システムとして高く評価され、わずかな期間のうちに木材流通方式における主流となって全国に波及いたしました。当社はこの流通革命の旗手として成長を遂げ、会社創設から12年で株式を上場するとともに、木材市売市場として唯一の全国拠点展開を果たしました。現在では、木材（国産材、輸入材）、合板、建材、設備機器等、取り扱い品目を建築資材全般に拡充し、住宅用建築資材流通におけるリーディングカンパニーとしての地位を確立しております。

また、昭和46年には住宅分譲事業に進出し、以来46年にわたって最終消費者に一戸建住宅とマンションを供給するとともに、お客様の生涯にわたる住生活関連サービスを提供する企業グループでありたいとの思いから、マンション・一戸建住宅の総合管理、建設工事、リフォーム等、住生活産業の全域にわたって事業領域を拡大してまいりました。

当社の企業価値・株主共同の利益の源泉は、お客様・お取引先様からの厚い支持と信頼によるものであります。この支持と信頼は主に以下のような事由の結び付きによって支えられております。

①　最終消費者であるお客様に主眼を置いた企業理念

当社は、「お客様の素適な住まいづくりを心を込めて応援する企業を目指します」を企業理念として定め、役職員のすべてが最終消費者である「お客様」のためにお役立ちをする旨の理念を共有することで、部門を越えたシナジーを生む風土を醸成しております。

また、住まいづくりに携わる多くの工務店や販売店、メーカー、ゼネコン、運送業者などのお取引先様に対してこの理念を積極的に周知し、賛同を得、共有することにより、当社とお取引先様との間には、ともに「素適な住まいづくり」の実現を目指す「パートナー」としての強固かつバランスの取れた関係が構築されており、これが当社及びお取引先様に対するお客様の厚い信頼の支えとなっております。

② 木材産業全般にかかわる事業を展開する優位性

当社は、木材市売市場の全国拠点展開を事業基盤として、木材製品全般にわたる調達、商品開発や利用提案、生産（製材）、加工（プレカット）、流通、木造施設等の設計・施工まで一貫して対応できる事業体制を確立しているほか、合計1,800ヘクタールを超える規模の山林を保有し、森林資源の保全・育成にも寄与しております。

また、地球温暖化の防止に向けた環境保全策等の一環として、木材資源の有効活用とともに、世界規模で木造建築がブームとなっておりますが、当社は当社グループ独自の工法である「パワービルド工法」を通じて、欧米や東南アジア、オセアニア等の世界各地に向けて「ポスト・アンド・ビーム（木造軸組工法）」の普及を図るなど、日本の木造住宅、木造建築技術の輸出の分野においても優位性を発揮しつつあります。さらに、日本国内では木材分野において地方創生の一翼を担うと期待されるＣＬＴ（クロス・ラミネーティッド・ティンバー）を使用した建築技術の開発・施工（仙台物流センター事務所棟）に携わるなど、産官学をあげて推進される地域産材の利用促進策に対する取り組みにおいても注目を集めております。

③ 全国の流通プラットフォームによる物流サービスの構築

当社は、北海道から沖縄まで全国に配置した事業拠点と流通プラットフォームを通じて同業他社との差別化を図り、物流等のサービスにおいて全国の販売店、ビルダー、工務店のきめ細かいニーズに対応することで高い信頼を受けております。

具体的には、全国16カ所の木材市場及び31カ所の物流センターを通じた建築現場へのダイレクトな物流に加え、住宅会社や工務店に対しては住宅の図面から躯体、建材、住宅設備機器等、住宅1棟分に必要な建築資材をピックアップして積算・見積もりを行うとともに、建築工程に合わせてジャスト・イン・タイムで納材する「トータル受注・総合物流販売システム」という一貫したサービスを提供しております。

また、韓国・釜山に設置した物流拠点は輸入材のストック及びアッセンブルヤードとして有効活用するとともに、集成材の生産やプレカット等のラインを設置することで生産から物流まで一貫して対応できるようにするなど機能強化を推進しております。さらに、日本における地震等の災害時には建築資材のみならず、救援物資の供給にも対応できるバックアップ機能が果たせるような体制の構築を目指しております。

④ 国の住宅政策を支える「あるべき住まい」の提案機能

当社では、「住まいは命を守るもの」という理念に基づき、各地で発生の警戒感が強まる大地震に備えて、既設の一戸建住宅については現行耐震基準に満たない住宅の耐震診断及び耐震改修に取り組む工務店に対する技術の普及等を積極的に推進するとともに、最終消費者であるお客様に対しては、東京、大阪、名古屋、福岡、仙台にてそれぞれ年1回ずつ「住まいの耐震博覧会」を開催し、住宅の耐震性の強化（現行耐震基準以上での新築の推進等）に対する意識の向上と正しい知識・情報の普及・浸透を図っております。

当社が提案・供給する一戸建住宅については、耐震等級3、断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級5、劣化対策等級3、維持管理対策等級3を標準とし、長期優良住宅の認定基準を上回る性能を実現する企画型注文住宅「パワーホーム」を青森から沖縄まで26事業拠点で販売を行っているほか、新規で供給するマンションは免震構造を標準とするなど、安全・安心を重視した住まいづくりを推進しております。

また、省エネルギー政策や高齢社会への対応等の観点から住宅分野における省エネルギー・断熱、バリアフリー等の施策、制度化が進むなか、当社は「ＬＣＣＭ（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅」の最高ランク☆☆☆☆☆の取得をはじめ、国土交通省のサステナブル建築物等先導事業での採択、ＢＥＬＳ（建築物省エネルギー性能表示制度）への積極的な取り組みなどを推進するとともに、横浜市、慶應義塾大学と当社による産官学連携で「健康と環境に優しい家づくり」の学びと体験ができる「スマートウェルネス体感パビリオン」を設置し、広く開放するなど国の住宅政策を支える「あるべき住まい」の周知等にも貢献しております。

⑤　地域社会への密着と生涯にわたる住生活関連サービスの提供

当社では、昭和49年からマンションの総合管理事業を行っており、自ら分譲したマンションをはじめ、管理組合等から委託を受けたマンションなど、平成29年3月末現在では約1,300棟、約60,000戸の管理業務を受託しております。そして、平常時における建物設備等の定期点検や改修・補修工事等の提案に加え、緊急時には社員が24時間、365日にわたり一次対応をするなど、管理業務を通じてマンションにお住まいのお客様との間で厚い信頼関係を構築しております。

マンションや一戸建住宅、賃貸住宅にお住まいのお客様のニーズが多様化するなか、不動産のストックビジネスは、中古住宅の仲介、大規模修繕、個別住戸のリフォームのみならず、警備や生活物資の宅配、居住者の介護に至るまで広範にわたり、大きな市場を形成しつつあります。このような生涯にわたる住生活関連サービスを提供すべく、グループをあげて体制の構築を目指しております。

⑥　住まいづくり全般にわたるソリューションの提供

当社は、住宅の供給、不動産仲介、建築工事、リフォームなど、住宅の建築や不動産取引に関する知識や情報、商品企画、施工に関する技術などさまざまなノウハウを保有しております。また、法制度の改正や新設にも迅速に対応できる体制を整えております。こうしたノウハウをもとに、建築資材事業において納材の対象となる住宅会社や工務店に対して、その注文住宅、分譲住宅及びリフォーム工事、商品企画、営業活動、国などの補助金制度対応等のノウハウを提供する「ナイスサポートシステム」を確立しております。お客様に主眼を置き、建築資材事業と住宅事業を併せ持つ当社のシナジーによって提供するサービスは、工務店の営業及び企画・提案に係る能力の向上にも寄与しています。

また、前述の「住まいの耐震博覧会」は、お客様はもとよりメーカー、流通業者、施工業者のすべてが展示会場で一堂に会し、「住まいの耐震化」や「環境」などをキーワードに最新の商品展示と住まいづくりに有益な情報提供を行うことで、住宅の新築・リフォーム需要を喚起しております。このようなイベント等を通じ、お客様の住宅に関するソリューションに貢献できることが当社ならではの強みとなっております。

2．企業価値向上のための取組みについて

当社は前述のような企業価値の源泉を踏まえて、以下のグループ中期経営計画（以下「本計画」といいます。）を策定し、さらなる企業価値の向上を図ってまいります。

① 基本方針

本計画は、平成32年3月期以降の国内外の住宅市場の変化に対応すべく、現在の事業基盤の強化・再構築及び収益力の向上を図るものです。事業ドメインを「木」と「住まい」とし、コア事業である建築資材事業と住宅事業においてはこれらの領域における当社グループの強みを生かし、営業・販売体制の確立と商品開発等を推進するほか、建設事業、ストック型事業、海外事業などの各分野においても優位性を発揮しつつ、収益に貢献できる事業を確立してまいります。

② 目標達成のための主要課題

（ⅰ）「木」と「住まい」におけるグループ総合力を生かした事業基盤の構築

・当社グループはルーツである木材事業において、国内・海外調達のみならず、商品開発、利用提案、生産、加工、流通、設計技術・施工に至る幅広い木材産業領域を網羅する強みを最大限に生かし、住宅及び関連事業分野においてその優位性を発揮できる商品・サービス等を確立するとともに、これを強力に展開する基盤を構築いたします。

・高い耐震性能を発揮できる合理化工法「パワービルド工法」とグループ内に有する木造伝統技術を有効に生かすとともに、省エネルギー、断熱、バリアフリーなど国が推進する住宅施策にも積極的に対応し、将来あるべき住まいをグループ内だけでなく、広く取引先等にも展開することで最終消費者であるお客様の素適な住まいづくりに貢献できる体制を推進いたします。

（ⅱ）建築資材事業の重点課題

・長期優良住宅やネット・ゼロ・エネルギー・ハウスをはじめ、国が推進するさまざまな施策を全国の主要取引先様が取り込み、最終消費者であるお客様に対して容易にご提案できるような付加価値の高い仕組み・サービス等の充実と拡充を図ります。

・営業・拠点体制の再構築と業務体制の合理化・効率化、人材育成強化及びシステムの更新、再整備など、事業・組織体制の全体最適化と活性化を推進いたします。

（ⅲ）住宅事業の重点戦略

・一戸建住宅・パワーホーム事業においては、拠点展開と営業・販売体制の強化、次世代商品の開発、安全衛生管理体制の推進、業務の合理化・効率化など体制の再構築を図ることで、収益力の高い事業基盤を確立いたします。

・首都圏・関東、東北、その他の地域においてそれぞれの市場性と収益性に重点を置いた最適な事業体制の構築と資源の再配分等を行い、競争力の強化と業績の向上を図ります。

・安全・安心（一戸建住宅における耐震等級3、マンションにおける免震構造）、丈夫で長持ち（長期優良住宅を超える性能）、省エネルギーかつ健康・快適（スマートウェルネス住宅）など、お客様に信頼され、支持されるブランディング戦略の再構築を推進いたします。

（ⅳ）建設事業、ストック型事業、海外事業の展開

・建設事業においては「木」にかかわるグループの総合力を最大限に生かし、木構造施設等の設計・施工の分野における事業基盤を確立するとともに、施工実績を増やしてまいります。

・ストック型事業においては首都圏を中心としたマンション・一戸建住宅の管理体制の充実を図るとともに、居住される皆様に対して生涯にわたってお役立ちできるサービスの構築と提案を推進いたします。また、建築資材事業、住宅事業、建設事業など各領域におけるリフォームのビジネスチャンスを積極的に取り込むとともに、事業化を推進いたします。

・海外においては、「パワービルド工法」及び当社グループが保有する建築技術・ノウハウが生かせる国やエリア等を見極めるとともに、将来を見据え、建築資材事業、住宅事業の両面からのアプローチによる最適な事業体制・基盤を構築いたします。

（ⅴ）持続可能な企業グループ体制の確立

・需要構造が大きく変化するなかにあっても、強靭（しなやかで強く、柔軟で粘り強い）で持続可能な企業グループとなるべく、確固とした理念・方針のもと、事業基盤、戦略、組織体制の確立を目指すとともに、迅速かつ力強く事業を推進できる人材育成を推進いたします。

・「働き方改革」の必要性が叫ばれるなか、グループの社員が生き生きと活力を持って働けるような企業風土づくりと制度の充実等を図ります。

3．コーポレート・ガバナンスについて

当社は、「お客様の素適な住まいづくりを心を込めて応援する企業を目指します」というグループ経営理念のもと、持続的な企業価値の向上を図り、株主の皆様をはじめ当社グループに関係する方々への利益の還元及び社会貢献に努めていく上で、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を重要課題として位置づけています。その主な施策は以下のとおりです。

① 持株会社体制による経営と執行機能の分離

当社は持株会社体制としております。これにより、グループ経営と事業・業務の執行機能を分け、持株会社においてグループの全体最適を見据えた戦略の立案、事業環境の変化に迅速に適応可能なグループ組織運営、子会社の事業活動の管理・監督をするとともに、効率的かつ適法なマネジメントの仕組みの構築に努めることで、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を図っております。

② 社外からの経営監視機能の強化

当社は、監査役５名のうち３名は独立性の高い社外監査役とし、経営の健全性及び意思決定のプロセスに対する監査機能の強化を図っております。

また、経営に対する監督機能を強化するため、本総会において、社外取締役３名の選任議案を提出いたします。加えて、役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化、あわせて当社のコーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、平成29年３月より取締役会の任意の諮問機関として独立役員を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」を設置し、特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外役員の適切な関与・助言を得ています。

③ 取締役の任期

当社は、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立し、より経営の透明性を図るため、取締役の任期を１年としております。

④ ナイスグループ行動基準の徹底

コンプライアンスについては、当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を制定し、お客様に主眼を置いた企業理念の共有を明確にうたい、新入社員研修や管理職研修、全社による方針発表会などの場を通じてその意義の理解と浸透を図り、遵守の徹底を行っております。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

１．本プランの目的

本プランは、上記Iに記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

２．本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等（下記(b)「手続の設定」において定義されます。）との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

(b) 手続きの設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めております（詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当ての実施

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大２分の１まで希釈化される可能性があります。

(d) 独立委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会（その詳細については下記(5)「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会はかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

① 当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上となる買付

② 当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]を行う者の株券等所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者[8]、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）

---

1 金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

2 金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

3 金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本議案において同じとします。

4 金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。

5 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本議案において同じとします。

6 金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本議案において同じとします。

7 金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

8 金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
⑦ 当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策
⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等、並びに株主の皆様に対して提示する当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価、代替案等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から買付等の内容の検討等を開始するために十分な情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供がなされたと独立委員

会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(d)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定し、その旨買付者等及び当社取締役会に通知します。独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③　株主に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

①　本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施

することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

（ⅰ）当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

（ⅱ）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必

要とされる合理的な範囲内で（但し、30日間を超えないものとします。）、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。その上で、当社取締役会は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施する決議（当社定款第13条第1項に基づく決議となります。）がなされた場合には、当該株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、又は上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会又は株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定してお

ります。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

記

(a) 上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合

(e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等である場合

(f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、工務店・販売店・メーカー等の取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の顧客からの支持、工務店・販売店・メーカー等の取引先との協力・信頼関係、又は当社の社会的信用を損なうことなどにより、当社の企業価値又は株主

共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てを実施する旨の取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を無償で割当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個当たりの目的である当社株式[9]（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第１項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り１株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限として当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、１ヶ月間から３ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

---

[9] 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第２条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者[10]、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者[11]、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者[12]（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

---

10 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

11 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

12 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。

(j) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成29年５月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(5) 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本プランへの更新が本総会で承認された場合、更新後の独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い、当社社外取締役１名（本総会において選任される予定です。）、当社社外監査役３名及び社外の有識者１名から構成される予定です（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙１「独立委員会規則の概要」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本総会の決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会終結後３年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われかかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

（ご参考）

本プランの内容は上記Ⅲ２.に記載のとおりですが、①本プランの更新時及び本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響、並びに②本プランに対する当社取締役会の判断及び理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認をいただければと存じます。

① 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を当社取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施する決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることになります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式１株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記Ⅲ２.(2)「本プランに係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、１株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、１株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

(a) 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類を当社が定めるところに従ってご提出いただいた上、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、かつ、本新株予約権１個あたり、１円を下限として当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い込むことにより、本新株予約権１個につき原則として１株の当社株式が発行されることになります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

② 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由は、下記(1)及び(2)のとおりです。

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みとしての本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されます。

また、上記Ⅲ２.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、有効期間を約３年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの存続の適否は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、引き続き独立委員会により行われることといたしました。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅲ２.(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限

尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことがないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランへの更新後、当初の独立委員会は、当社経営陣から独立性の高い、当社社外取締役１名（本総会において選任される予定です。）、当社社外監査役３名及び社外の有識者１名で構成される予定です（独立委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙１をご参照ください。また、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員は別紙２をご参照ください。）。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ２.(2)(d)「独立委員会における判断」及びⅢ２.(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 当社取締役の任期が１年であること

当社は、当社取締役の任期を１年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

(f) 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ２.(2)(c)「買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(g) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ２.(6)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

別紙１

独立委員会規則の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
・独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役もしくは社外監査役又は社外の有識者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、会社経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準ずる者で適切な者とし、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
・独立委員会委員の任期は、本総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を当社株主総会へ付議することを含む。）
② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。

① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
④ 買付者等との交渉・協議
⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討、株主への代替案の提示
⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

⑨　当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。
・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

別紙２

独立委員会の委員の氏名及び略歴

本プランへの更新後、当初の独立委員会の委員は、以下の５名を予定しております。

【氏　名】大平　浩二（おおひら　こうじ）
【略　歴】昭和26年11月28日生
昭和57年４月　明治学院大学経済学部専任講師
昭和60年４月　明治学院大学経済学部助教授
平成３年４月　ドイツケルン大学客員教授
平成４年10月　明治学院大学経済学部教授（現任）
平成22年６月　株式会社日立物流社外取締役
平成26年６月　当社社外取締役（現任）
※大平　浩二氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。
当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【氏　名】髙田　恒（たかだ　ひさし）
【略　歴】昭和24年３月16日生
昭和48年４月　自治省入省
平成13年７月　総務省消防庁次長
平成17年４月　全国町村議会議長会事務総長
平成19年６月　当社社外監査役（現任）
平成24年８月　富国生命保険相互会社顧問
平成25年４月　一般財団法人全国危険物安全協会理事長
平成25年７月　一般財団法人消防防災科学センター理事長（現任）
※髙田　恒氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。
当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【氏　名】渡部　直樹（わたなべ　なおき）
【略　歴】昭和24年２月７日生
昭和50年４月　慶應義塾大学商学部助手
昭和57年４月　慶應義塾大学商学部助教授
平成４年４月　慶應義塾大学商学部教授
平成19年６月　当社社外監査役（現任）
平成21年５月　慶應義塾常任理事（現任）
※渡部直樹氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。
当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【氏　名】小林　一（こばやし　はじめ）
【略　歴】昭和24年９月21日生
昭和49年４月　地域振興整備公団入団
平成16年７月　独立行政法人都市再生機構経営企画部担当部長
平成20年６月　同法人西日本支社副支社長
平成22年６月　当社社外監査役（現任）
平成25年４月　一般財団法人地域開発研究所理事（現任）
※小林　一氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。
当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【氏　名】須藤　修（すどう　おさむ）
【略　歴】昭和27年１月24日生
昭和55年４月　弁護士登録　東京八重洲法律事務所入所
昭和58年４月　東京八重洲法律事務所パートナー
平成５年４月　東京八重洲法律事務所と桝田江尻法律事務所の合併によるあさひ法律事務所（現：あさひ法律事務所・西村あさひ法律事務所）創設・パートナー
平成11年６月　須藤・髙井法律事務所開設・パートナー
平成28年５月　須藤綜合法律事務所開設・パートナー（現任）
※須藤　修氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

以上

メ　　モ

メ　　モ

第68回定時株主総会会場ご案内図

＜会場＞
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア　地下１階　ホール

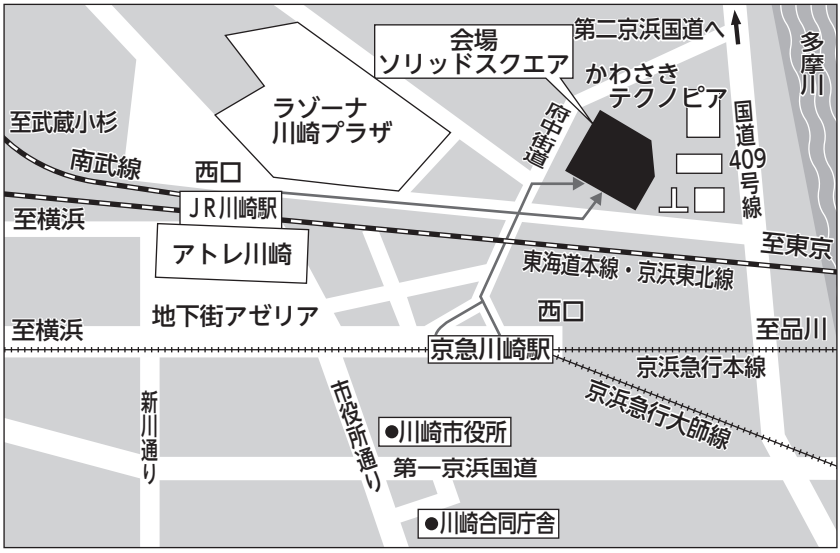

＜交通機関＞
ＪＲ川崎駅から徒歩７分
京急川崎駅から徒歩５分

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。